

令和7年度市民活動助成金について（案）

○検討事項及びその対応案

（募集要領・様式に関すること）

検討事項	対応
未成年のみで構成されている団体は対象外であることを記載する。	2. 対象事業（4）対象外要件に「未成年者のみで構成された団体が実施する事業」と記載する。
助成金を限度額まで得るために、必要以上の事業費をかけているなら、本来の目的と異なるため、対応が必要ではないか。	総事業費を制限するような他市の事例がなく、設定すべきかどうか、今年度の申請状況から検証を行う。
助成金がどの部分に充当されるかを見える化したほうがよい（旅費に使ってほしいわけではない）。	団体の意識付けのため、予算額の金額の下に（助成金充当）と記載してもらう。また、記載する意図は記入例に記載する。
別紙3は、目指す先を審査員が精査できる書式にするため、「今後、公益的な活動として何をするか、イメージや考え」を書いてもらえるといい。	書いてほしい内容を確実にするため、項目を設ける（別紙参照）。また、提出してもらう意図は記入例に記載する。

（協働プラザによる事前相談に関すること）

検討事項	対応
事前相談で毎日5～6件ずつ対応があり、後半に固まってしまう。	相談期間を1か月程度設け、基本的に1日1件のみの対応とする。
団体側が助成金の趣旨を理解しないまま相談に来るので、その説明で時間が取られ、提案書の内容アドバイスができない。	Q&Aを作成し、趣旨の説明を手厚くする。部門変更後、初めて申請する団体は、助成金説明会への出席を必須とする。

（審査会に関すること）

検討事項	対応
団体概要を理解する場が事前にあると、資料だけで審査する難しさがある。	例年当日配布している団体参考調書を事業提案書と一緒に事前送付する。